○複写機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平成二十五年三月一日)

(経済産業省告示第三十三号)

改正 平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号

同 二九年 三月二八日同 第 五四号

同 三一年 三月二九日同 第 六八号

令和 五年 三月二八日同 第 二三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、平成十一年通商産業省告示第百九十三号(複写機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等)の全部を次のように改正したので、告示する。

複写機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平25経産告269・改称)

1 判断の基準

(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第5号に掲げる複写機(以下「複写機」という。)の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)は、目標年度(平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度)以降の各年度(平成28年4月1日に始まり平成29年3月31日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷する複写機のエネルギー消費効率(3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した値が同表の右欄に掲げる数値を上回らないようにすること。

	区分	基準エネルギー消費効率
複写機の種別	複写速度	
A4機	毎分10枚以下	11
	毎分11枚以上20枚以下	17
	每分21枚以上30枚以下	69

1		1
	每分31枚以上40枚以下	88
	毎分41枚以上50枚以下	123
	每分51枚以上60枚以下	144
	每分61枚以上70枚以下	180
	每分71枚以上80枚以下	200
	每分81枚以上85枚以下	258
B4機	毎分10枚以下	17
	每分11枚以上20枚以下	20
	每分21枚以上30枚以下	85
	每分31枚以上40枚以下	108
	每分41枚以上50枚以下	151
	每分51枚以上60枚以下	176
	每分61枚以上70枚以下	221
	每分71枚以上80枚以下	246
	每分81枚以上85枚以下	317
A3機	毎分10枚以下	19
	每分11枚以上20枚以下	55
	每分21枚以上30枚以下	99
	每分31枚以上40枚以下	125
	每分41枚以上50枚以下	176
	每分51枚以上60枚以下	205

1		1
	毎分61枚以上70枚以下	257
	每分71枚以上80枚以下	286
	每分81枚以上85枚以下	369
A3Y機	毎分10枚以下	27
	每分11枚以上20枚以下	77
	每分21枚以上30枚以下	139
	每分31枚以上40枚以下	175
	每分41枚以上50枚以下	246
	每分51枚以上60枚以下	287
	每分61枚以上70枚以下	383
	每分71枚以上80枚以下	433
	每分81枚以上85枚以下	483

備考1 「A4機」、「B4機」、「A3機」及び「A3Y機」とは、それぞれA四判の短辺、B四判の短辺、A三判の短辺及びA三判の長辺を最大通 紙幅とする複写機をいう。

備考2 「複写速度」とは、A四判普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりの複写枚数とする。

(2) 製造事業者等は、目標年度(平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷する複写機のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した値が同表の右欄に掲げる数値を上回らないようにすること。

区 分			基準エネルギー消費効率
区分名	複写機の種別	複写速度	
1	A4機	每分13枚以上20枚以下	17
2		每分21枚以上30枚以下	69

3		毎分31枚以上40枚以下	88
4		毎分41枚以上50枚以下	123
5		毎分51枚以上60枚以下	144
6		毎分61枚以上70枚以下	180
7		每分71枚以上80枚以下	200
8		毎分81枚以上85枚以下	258
9	B4機	每分13枚以上20枚以下	20
10		毎分21枚以上30枚以下	85
11		毎分31枚以上40枚以下	108
12		每分41枚以上50枚以下	151
13		每分51枚以上60枚以下	176
14		毎分61枚以上70枚以下	221
15		每分71枚以上80枚以下	246
16		毎分81枚以上85枚以下	317
17	A 3 機	毎分13枚以上20枚以下	55
18		毎分21枚以上30枚以下	99
19		毎分31枚以上40枚以下	125
20		毎分41枚以上50枚以下	176
21		毎分51枚以上60枚以下	205
22		毎分61枚以上70枚以下	257
23		毎分71枚以上80枚以下	286

24		毎分81枚以上85枚以下	369
25	A3Y機	毎分13枚以上20枚以下	77
26	_	毎分21枚以上30枚以下	139
27	_	毎分31枚以上40枚以下	175
28		毎分41枚以上50枚以下	246
29		每分51枚以上60枚以下	287
30		每分61枚以上70枚以下	383
31]	每分71枚以上80枚以下	433
32		毎分81枚以上85枚以下	483

備考1 「A4機」、「B4機」、「A3機」及び「A3Y機」とは、それぞれA四判の短辺、B四判の短辺、A三判の短辺及びA三判の長辺を最大通 紙幅とする複写機をいう。

備考2 「複写速度」とは、A四判普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりの複写枚数とする。

2 表示事項等

2-1 表示事項

複写機のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

- イ 品名及び形名
- 口 区分名
- ハ 複写速度
- ニ エネルギー消費効率
- ホ 製造事業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

- (1) 2-1のハに掲げる複写速度は、A四判普通紙への連続複写を行った場合の1分当たりの複写枚数を整数で表示すること。
- (2) 2-1の二に掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(昭和54年 通商産業省令第74号)別表第3下欄に掲げる数値をワット時単位で整数で表示すること。
- (3) 2-1に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及び取扱説明書の見やすい箇所に記載して行うこと。
- 3 エネルギー消費効率の測定方法
- (1) 1のエネルギー消費効率は、次の式により算定したものとすること。

 $E = (A + 7 \times B) \div 8$

この式において、E、A及びBは、次の数値を表すものとする。

E:エネルギー消費効率(単位 ワット時)

A:電源入力後の1時間における消費電力量(単位 ワット時)

なお、電源の入力後、テストチャートを使用して、次の表の左欄の複写機の複写速度に応じて同表右欄に掲げる枚数の用紙の複写を行い、複写終了後、そのままの状態で放置するものとする。放置した際に、オフモード等の低電力モード機能を有する複写機は、その低電力モードで測定することができる。

B: Aの測定後の1時間における消費電力量(単位 ワット時)

なお、Aの測定に引き続いて、直ちに、Aにおいて複写を行う用紙の枚数と同じ枚数の用紙の複写を行い、複写終了後、そのままの状態で放置するものとする。放置した際に、オフモード等の低電力モード機能を有する複写機は、その低電力モードで測定することができる。

複写機の複写速度(枚/分)	複写枚数(枚)
~10	2
11~20	10
21~30	30
31~40	50
41~60	100

 $61\sim85$

- (2) A及びBの測定は、次の定める条件の下で行うものとする。
 - 周辺温度は、20±2℃とすること。
 - ② 周辺湿度は、65±10%とすること。
 - ③ 定格入力電圧の変動は、定格電圧の±3%以内とすること。
 - ④ 画像倍率を等倍、露光を自動又は適正、その他の設定を工場出荷時の基本設定とすること。
 - ⑤ テストチャートは、A四判であって、画像比率4~7%とすること。

附則

- 1 この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。
- 2 この告示の2の規定により行うべき表示事項等は、平成二十六年二月二十八日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号)

附 則 (平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号)

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日経済産業省告示第六八号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 (令和五年四月一日)から施行する。